

壱岐市広報紙広告掲載基準

(広告掲載の位置)

第1条 広報紙「広報いき」に掲載する広告（以下「広報紙広告」という。）の位置は、広報紙「広報いき」内の広告欄とする。

(広告主の表示)

第2条 広報紙広告は、広告主の名称、店名等を表示しなければならない。

(広告掲示しない広報紙広告)

第3条 次に掲げる広報紙広告は、閲覧者が市の情報と混同する恐れがあるため、広告掲示しない。

(1) 市広報紙のコンテンツと酷似した広報紙広告

(2) 閲覧者が市の事業と誤解しやすい広報紙広告

(広報紙広告の表現の制限)

第4条 広報紙広告は、その広告の画像に極端な色使いのもの又は文字が判読困難なものは使用できない。

附 則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。